

東京都北区議会

令和4年第3回定例会で可決した意見

- 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
- 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、これまでの長期的な景気の低迷に続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、以前にも増して厳しく、かつ深刻な状況にあり、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族や従業員などの生活基盤は圧迫され続けている。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、諸物価の高騰や社会保険料などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものとなり、地域社会の活性化のみならず日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項を令和5年度以降も継続するよう求める。

記

- 1、小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年10月7日

東京都北区議会議長 名 取 ひであき

東京都知事 小 池 百合子 殿

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による過度な偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

よって、本区議会は政府に対し、地方における女性デジタル人材育成の強力的な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1、現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2、テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3、全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。また、本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年10月7日

東京都北区議会議長 名 取 ひであき

財務大臣	鈴木俊一 殿
経済産業大臣	西村康稔 殿
デジタル大臣	河野太郎 殿
内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）	小倉将信 殿
デジタル田園都市国家構想担当大臣	岡田直樹 殿